

卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要

卒業の認定に関する方針

本校では以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生には、専門士の称号を授与します。

第1看護学科

1. 人間性豊かで論理観のある看護師である。
2. 専門知識をもち根拠に基づいた看護を実践する能力がある。
3. 多職種と連携でき地域医療を見据えた看護活動が行える。
4. 社会人基礎が身についている。
5. 専門職として高い意識をもち自ら学び続けることができる。

第2看護学科

1. 人間を尊重し、人間を総合的に理解する能力がある。
2. 健康概念を理解し、人間のより良い生き方の意味を認識できる。
3. 看護の実践の基盤となる知識・技術・態度が身につき問題解決能力がある。
4. 保健医療福祉チームにおける看護の役割を理解し、他職種との連携・協働ができる。
5. 主体性をもち、論理的にものを考え、それを表現できる。
6. 専門職業人として看護の向上を目指し、研究的態度の基礎が身についている。
7. 感性・創造性の豊かな人間性として、自己成長ができる基盤が身についている。
8. 広く社会に目を向ける能力が身についている。

卒業の要件

第1看護学科

- ・本校に修業年限3年以上6年まで在籍し、規定する学科の授業を履修し単位を修得した者について、講師会の意見を聞き、運営委員会の審議を経て、卒業を認定する。
- ・学校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書及び専門士（医療専門課程）の称号を授与する。
- ・教育課程におけるすべての単位101単位を取得している。
- ・卒業年限3年間に於いて欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、卒業を認めないものとする。

第2看護学科

- ・本校に修業年限3年以上6年まで在籍し、規定する学科の授業を履修し単位を修得した者について、講師会の意見を聞き、運営委員会の審議を経て、卒業を認定する。
- ・学校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書及び専門士（医療専門課程）の称号を授与する。
- ・教育課程におけるすべての単位71単位を取得している。
- ・修業年限3年間に於いて欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、卒業を認めないものとする。